

◎新潟県告示第943号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共3級基準点測量
- 2 作業期間 平成28年5月20日から平成28年7月20日まで
- 3 作業地域 新発田市東新町2丁目、東新町4丁目地内